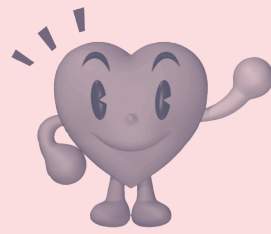


すこやか

S U K O Y A K A



No.96

●編集・発行

一般財団法人 広島県勤労者福祉推進協会
本部/〒732-0825 広島市南区金屋町1番17号ワークピア広島内

☎ 0120-276-701

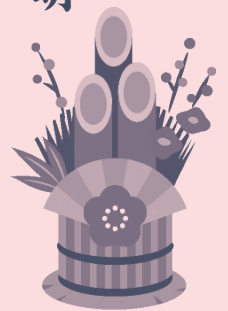
TEL : 082-261-4208 FAX : 082-263-7586

http://www.kinrou.jp



新年のご挨拶

常務理事 久保明



あけましておめでとうございます。
昨年十月に常務理事を拝命し早や三か月が経過しましたが、旧年中は大変お世話になり、誠にありがとうございました。

さて、昨年は「新型コロナウイルス感染症」の第二波、四波、五波が押し寄せ、五月以降、広島県を対象とした緊急事態宣言が二度にわたり発出されるなど、日常生活に様々な制限が課せられ、一昨年に引き続き、自粛と我慢の一年となりました。そのような中、協会においても、事業推進研修会や講演会の中止に加え、加入団体への訪問や面着による加入促進が制限されるなど、活動に大きな影響を受けましたが、相互救済事業である火災共済保険総合共済の給付や、行事補助契約保養所利用補助といった福利厚生に関して、皆様方のご協力も得ながら、迅速かつ確実に対応することができたと考えており、改めて感謝を申し上げます。

今年の干支は「寅」となります。

寅は十二支の三番目で、「子年に新しい命が種の中で芽生えはじめ、丑年に種の中で育つがまだ伸びることができない。寅年は春が来て根や茎が生じて成長する時期、草木が伸び始める状態」と言われています。

寅年の二〇二二年は、これらの新しい芽が「成長する」、新しい日常が「始まる」年になって欲しいと願っております。その意味においても、ウイズコロナ、アフターコロナにおける講演会事業や各種研修会のあり方を模索しながら、再開に向けた諸準備を着実に進めるとともに、加入団体各位への訪問も積極的に行うなど、つながりを大切にしたい取り組みを展開してまいります。

協会を取り巻く環境は厳しさを増していますが、経営の更なる安定化を図り、信用・信頼していただける協会を確立すべく、総合力と熱い思いで事業を推進してまいりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い致します。

結びに、二〇二二年が皆様とご家族にとってよき一年となりますようご祈念申し上げます。新年にあたってのご挨拶とさせていただきます。

二〇二二年 元旦

あけまして
おめでとう
お祈りします



良き新年をお迎えのことと存じます
昨年中は並々ならぬご厚情を賜り
お礼申し上げます
本年も昨年同様ご指導の程
宜しくお祈り致します

皆さまのご健康とご多幸を
お祈り申し上げます

二〇二三年 元旦

一般財団法人

広島県勤労者福祉推進協会

役職員一同

令和四年



安い・入りやすい・保障がいい



共済金は最高

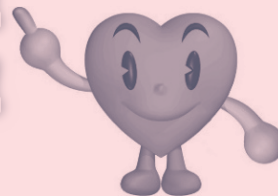
4700万円

免責0円!

臨時費用含む

掛金は1口あたり、10万円保障で

木造：6円 / 月・70円 / 年
鉄筋：3円 / 月・35円 / 年



損害時の共済金は再取得価額を給付

★損害原因★



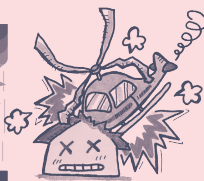
1.火災



2.破裂・爆発



3.落雷



4.墜落

上記の損害原因で契約家屋・家財に損害が発生した時、火災共済金をお支払いします。

全焼損の時 = 10万円 × 加入口数 = 給付額

半焼損・一部焼損の時 = 被災箇所の修復工事費用、被災物の購入・修理の為の費用を、計算した額

(減価償却無し)

(新価格方式)

臨時費用

最高200万円

1～4の災害で、実損査定給付額の15%相当額を臨時費用として火災共済金にプラスしてお支払します。但し、200万円を限度とします。落雷の電気機器等のみの故障には適用しません。

火災共済に加入していれば上記以外に、以下の9つの付加共済金を給付

- 風水雪害損害
- 車両飛び込み損害
- 物置・納屋の全半焼見舞金
- 風呂の空焚き
- 水漏れ損害
- 凍結によるパイプの破裂損害
- 失火見舞金
- 地震噴火による自家全焼見舞金
- 死亡弔慰金

「かんぽの宿」2022年3月末で提携中止

- ・日本郵政の事業譲渡に伴い、2022年4月以降「かんぽの宿」は契約保養所としてご利用いただけません。
- ・2022年3月末まではご利用いただけますが、各施設の営業状況等については直接お問い合わせください。
- ・全国に施設のある「休暇村」については従来と変わり無くご利用いただけます。その他の契約保養所については協会ホームページでご確認ください。

<http://www.kinnrou.jp>